

市原市監査委員告示第15号

令和5年度財政援助団体等監査結果をここに告示する。

令和5年12月15日

市原市監査委員 鈴木昌武

市原市監査委員 藤井 一

市原市監査委員 菊地洋己

市原市監査委員 田尻 貢

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、別添
のとおり公表する。

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

市原市監査委員

市監第2160号
令和5年12月8日



市原市長
市原市議会議長

小出 讓治 様
永野 喜光 様

市原市監査委員 鈴木 昌武

市原市監査委員 藤井 一

市原市監査委員 菊地 洋己

市原市監査委員 田尻 貢

財政援助団体等監査報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を市原市監査基準（令和2年市原市監査委員告示第5号）に準拠して実施したので、その結果を同法第199条第9項の規定により提出します。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の趣旨

財政援助団体等監査とは、地方公共団体が財政的援助を与えているもの等に対する監査である。

少子高齢化や情報化の進展を始めとする社会環境の変化による人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、行政サービスに対する市民ニーズはますます増加するとともに複雑・多様化してきており、能率的で公正かつ透明性の高い行政運営が求められている。こうした中、本市は業務の一部を出資団体等の財政援助団体等に委ねていることから、これらの団体への財政支出がその目的に沿って適正に運用されているかどうかを監査することを目的とするものである。

については、地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助に係る出納その他の事務の執行について、当該監査を実施する。

3 監査の対象・範囲

- (1) 実施団体 一般社団法人市原市観光協会（以下「観光協会」という。）
- (2) 監査の範囲 令和4年度事務事業
ただし、必要に応じて他年度も対象とする。

4 監査の期間

令和5年5月17日から令和5年11月29日

5 監査項目及び着眼点

当該団体において、補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金交付に係る会計経理、財産管理等が適切に行われているかを主眼とし、以下の着眼点を設け、監査を実施する。

- (1) 財政援助（補助金）に係る事業について
 - ① 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
 - ② 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

- ③ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
 - ④ 実績報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
 - ⑤ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。また、運営費補助金を交付するにあたり経営成績及び財政状態を十分把握しているか。
- (2) 事業運営について（自主事業・受託事業等）
- ① 設立目的に沿った事業運営がなされているか。
 - ② 事業は関係法令等に基づき適正に実施されているか。
 - ③ 事業収支は良好か。
 - ④ 経費等は適切か。
- (3) 財産の管理状況について
- ① 財産の管理や帳簿等への計上は適切に行われているか。活用されていない財産等はないか。
 - ② 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
 - ③ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (4) 規程等の整備状況について
- ① 定款並びに経理規程等諸規定は整備されているか。
 - ② 諸規定に基づいた事務が執行されているか。
 - ③ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- (5) 会計事務について
- ① 財務諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
 - ② 収支の会計経理は適正か。
 - ③ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。
 - ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
 - ⑤ 経営成績及び財政状態は良好か。
- (6) 前回監査での指摘事項の改善状況について
- ① 指摘された事項について改善が図られているか。

6 監査の実施内容

- (1) 事前に提出された監査資料について担当補助職員が審査するとともに、現

地調査における諸帳簿の点検並びに当該団体職員及び所管部担当職員からの事情聴取を行った。

- (2) 公認会計士による財務等調査を実施し、関係帳票類の通査及び当該団体職員からの聴取を行い、その結果について監査委員への報告を行った。
- (3) 所管部及び当該団体職員の出席のもと、監査委員によるヒアリングを実施した。

7 監査の結果

前記のとおり監査した結果、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る事務の執行について、以下の指摘事項のとおり、改善等を要する事項が認められた。

については、所管部において適切な対応を図るとともに、観光協会への指導・監督を実施されたい。また、観光協会においては、所管部の指導・監督に対し、適切な対応に努められたい。

【指摘事項】

(1) 財政援助（補助金）に係る事業について

- ・ 観光協会に対して、市では運営費補助金を交付しているところであるが、当該団体の決算書には、記載誤りや補助金の実績報告書類との金額の不一致などが発生しており、補助金の適正な執行に疑念を持つべき状況であるものの、その把握ができていなかった。観光協会はその運営資金のほとんどを市の運営費補助金により賄っており、財政基盤であることから、この使途や支出を把握することは、当該団体の運営の継続性や経営状態の判断の一助となり、市の適正な予算執行の確保にもつながるものと考えられる。

については、観光協会への運営費補助金の執行状況を十分に把握するとともに、団体の経営成績及び財政状態を表す書類である決算書も参考とし、疑義が生じるような場合には聞き取りを行うなど、当該補助金の交付の妥当性を都度確認されたい。

また、その運営に関して、より透明性が確保され、適正な運営が行われるよ

う、適切な指導監督をされたい。

(地方創生部 観光・国際交流課)

- 市原市市原版 DMO 推進事業補助金において、令和 4 年度補助金の補助対象経費の半分以上が事業年度の翌年度となる令和 5 年 4 月以降に支払われた経費となっていた。支払予定の経費を補助対象経費として認定して補助金を確定することは補助金の過払いにも繋がる恐れがあることから、観光協会への指導等を徹底するなど、改善を図られたい。

なお、本件に関連する事項について令和 3 年度定期監査においても指摘をしているところである。当該指摘の内容についても改めて確認され、併せて改善に取り組まれない。

(地方創生部 観光・国際交流課)

- 市原市市原版 DMO 推進事業補助金では、観光協会が DMO への協力企業等に対して備品購入費用を助成する事業に要した経費を補助対象経費としているが、当該事業において、観光協会は助成先の企業等に対して当該備品を用いて一定期間市内で事業を継続することや、当該備品の譲渡、処分或いは助成の趣旨を逸脱するような用途に供することを禁止するといったような条件を付すことは特段されていなかった。

補助事業において民間の企業等に収益性のある財産を付与しながら、それらが公益目的で活用されることを担保する仕組みが構築されていないことから、現状において補助金の公益性が損なわれるような状況は生じていないものの、例えば事情が変わり助成対象者等からの協力が得られなくなったような場合には、期待した事業効果が得られなくなるばかりか、外形上は補助金が私益目的で使用されているような状況を生ずるリスクを孕んでいる。

については、観光協会が実施する補助事業における公益性の確保のあり方について、市の立場からも検討し、補助金交付の適正に資するよう適切な指導監督を行われたい。

(地方創生部 観光・国際交流課)

(2) 事業運営について (自主事業・受託事業等)

- 観光協会の事務について、経理の処理誤りとその確認漏れが以下のとおり見受けられた。原因が組織の人員不足に起因するものである可能性はあるが、そもそも個々の処理が正確ではなく、その確認も徹底されていない。ミスの発生を減らすとともに、発生した際にそれを正す体制や仕組みが必要だと考えら

れることから、観光協会は、組織としてその方策を検討されたい。

- 1 総勘定元帳上の記帳について、市原市観光案内所の管理運営受託料1月分を事業収入とすべきところ、補助金等収入に計上してしまっている。また、養老溪谷駅前観光案内所の2月分851,675円が市原市観光案内所の収入となっているなど誤りが見られる。こうした帳簿の誤りについては、決算時に別に数字を積み上げて決算書を作成しているため、修正が行われず放置されている。
- 2 市原市観光案内所の嘱託職員の給与1月分について、総勘定元帳に支出が二重に計上されており、1つが預り金として計上されている。また、これらの社会保険料、住民税、所得税について二重に預り金に計上されており、こうした帳簿の誤りが放置されている。
- 3 市原市観光案内所の使用料及び賃借料で駐車場賃貸料として職員2台分の支出(2社からの賃借)があるが、このうちの1社分について、振込手数料110円を誤って賃料として計上している。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

(3) 財産の管理状況について

- ・ 観光協会は、運転資金が不足したため、役員から一時的に借入れを行っていたが、借入金額、利息、返済期限、返済方法を記した金銭消費貸借契約書等は交わしておらず、令和5年3月時点において借入金の返済は確認できなかった。

借入時の金銭消費貸借契約書は、借入金額、利息、返済期限、返済方法の決定や損害賠償時の争点を双方において明確にするとともに、その後の証拠とするために作成されるものであり、契約書を交わしていないことにより貸主、借主双方に様々なリスクが生じる恐れがあるため、適切な運用を図られたい。

また、一般社団法人市原市観光協会会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)第40条において、「年度の収支予算の執行に当たり、資金の一時的な不足を調整するため資金を借り入れた場合には、その借入金は、原則としてその年度内に返済しなければならない。」と定められているものの、年度内での返済が行われていない。こうした状況は資金繰りに懸念がある可能性が高く、債務が重なることにより債務超過となる恐れがある。観光協会は、規程に沿った運用を行い、早急に資金管理の見直しを図られたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

(4) 規程等の整備状況について

- ・ 観光協会について、一般社団法人としての諸規程は概ね整備されているが、会計処理規程に基づいた会計事務が行われていないなど、規程に定める内容が遵守されておらず、内部統制が図られているとはいえない状況が見受けられた。

観光協会は、不祥事の発生等を未然に防ぎ、健全な運営が行われるよう必要なルールや仕組みを再度見直し、正しく運用する体制を構築されたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

(5) 会計事務について

- ・ 観光協会に対し、前回監査において、会計処理について、帳簿記録（総勘定元帳等）に基づいて行われるべきところ、「あるべき残高に合わせようとする方法」により行われ、決算書が作成されているという指摘を行ったところであるが、改善が見られなかった。

各勘定科目の総勘定元帳上の残高について、決算書上の残高と大きな乖離が生じているが、その乖離が解消されないまま、次年度にその残高が引き継がれる状況が続いている。そのため、決算時に総勘定元帳上の残高を基に金額を加算・減算して決算書を作成するという帳簿外の会計処理が常態化している。

なお、総勘定元帳上の残高と決算書上の残高に相違がある場合、その相違に係る帳簿外の会計処理について組替仕訳を残すべきであるが、残されていないため、事後的な検証ができなかった。

以上のとおり、決算書の適正性について、事後的な検証が十分に行えない状況であり、会計処理が不透明といわざるを得ないことから、観光協会は、改善を図られたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会の「正味財産増減計算書（内訳表）」上の「正味財産期末残高」に計算誤りがあり、1,638,720円の過大計上となっていた。

これは決算整理仕訳の際に、十分な確認を行っていれば、容易に気づくことができるものであり、重要な金額に係る誤りであることから、観光協会は、確認を徹底されたい。

また、このことは、「正味財産期末残高」と同額が計上されていた「貸借対照表」上の「正味財産合計」にも1,638,720円の過大計上があったこととなるため、資産又は負債のいずれかの勘定科目に過大計上又は過少計上といった計

上誤りがあったものと考えられる。この計上誤りを正さなければ、今後も誤った計上が続くことになるため、観光協会は、早急に確認のうえ、適正な金額を計上されたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会の正味財産増減計算書(内訳表)の「経常外収益」に「資産の増加額」「短期借入金」が計上されていた。通常の会計処理では、収益計上する勘定科目とは考え難いため、観光協会は、あるべき会計処理を確認されたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会の現金について、令和4年度決算上は現金の期末残高として847万円が計上されていた。しかしながら、観光協会事務局においては、現金出納帳の作成が行われておらず、現金の入出金及び残高の管理が行われていなかったことから、実際の期末時点での現金在高は確認できない状況であった。令和5年9月時点の現金在高が100万円に満たないことを勘案すると、令和5年3月末時点で帳簿上の現金が存在しないことを認識しながらも、実態と乖離した決算書を作成し、約700万円を過大計上していたと推定される。

今後の現金管理について、観光協会事務局においては、現金出納帳を含む帳簿を作成のうえ、毎日の現金出納終了後、現物と帳簿上の現金残高の照合を行うなど、適切な管理を行うとともに、2つの観光案内所においても、毎日、現金残高の照合を行うだけでなく、定期的に帳簿を観光協会事務局に提出させ、観光協会事務局でも内容を確認するなど適切な管理を徹底されたい。

また、決算上、過大計上となっている現金については、会計処理上、適正に処理を行うとともに、今後は実際の現金在高を計上されたい。

さらに、約700万円の差額については、使途不明金が生じている状態になっていることから、観光協会は、早急に実態の解明を進められたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会の令和4年度決算上、未収金勘定の期末残高として2,248万円が計上されていた。観光協会の収益構造は、市からの補助金・委託料等が約95%を占めている状況であり、未収金の多くは、市からの補助金(4月・5月支払分)であると推定されるが、実際の補助金(4月・5月支払分)は813万円しかなかった。観光協会へのヒアリングの結果から、差額の約1,400万円には過年度決算から続く不明額が多く含まれており、ほとんど実態がないものと考えられることから、未収金が約1,400万円過大に計上されていたものと推定される。

よって、観光協会は、決算上、過大計上となっている未収金については、会

計処理上、適正に処理するとともに、今後は適切な金額を計上されたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会に対しては、前回監査において、「退職給付引当金」の計上漏れ(不足)について指摘を行い、それに対する改善計画書で「適正な額を計上します。」との回答を得ている。しかしながら、実際には、令和3年度に「退職給付引当金」の減額処理(約1,000万円)を行ったため、計上漏れ(不足)額が大幅に拡大し、改善がないどころか、むしろ状況は悪化していた。

観光協会には「一般社団法人市原市観光協会就業規則」「一般社団法人市原市観光協会職員退職手当支給規程」に基づき、観光協会職員に対し退職給付を支払う義務があり、決算書の「財務諸表に対する注記」においても、退職給付引当金の計上基準を「期末退職給与の要支給額に相当する金額において引き当てた額を計上している。」と明示しているにも関わらず、前回監査で指摘した後も、何ら対応が図られていないことから、観光協会は、早急に計上に向けた対応を検討されたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会は、令和4年度の「市原市市原版 DMO 推進事業補助金(運営費)」において、退職給付引当資産504,600円の補助を受けており、補助金の実績報告では退職給付引当資産に充当したとされていた。しかしながら、退職給付引当資産用の定期預金に振り替えられた経理処理は確認できず、運転資金の一部として他の支払いに充てられたことが考えられる。これは補助金の目的外使用であり、補助金返還等の対応が必要になると考えられるため、対応を図られたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会の会計伝票及び証憑の管理について、事業年度終了後約半年が経過した、ヒアリング(9月上旬)時点においても、ファイリング等の整理がされておらず、すぐには書類確認ができない状況であった。また、会計伝票には、証憑が添付されていないものが散見され、さらに、添付された証憑についても、原本ではなくコピーが添付されたものが散見されるなど、管理が不十分な状況が確認された。

書類の紛失等を防止するとともに、会計処理の漏れを防ぐ観点から、観光協会は、定期的な整理を徹底し、ファイリング等によりまとめておくことにより、適時に必要な確認ができるように事務を改善されたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会の体制について、業務量が増加しているにもかかわらず、経理専門の担当者がおらず、企画業務等の担当者が合間をみて経理処理を行うことになっているため、処理をする余裕がなく、年度末にまとめて経理処理を行っているなど、適正な人員とはいえない状況であった。

こうした事情が不適切な会計処理の背景にあると考えられるため、観光協会は、団体の運営にあたって、経理専門の担当者を置くことも検討されたい。

なお、他業務との兼務にせざるを得ないのであれば、経理業務上のルールや手続きを明確にし、チェック機能が働くよう運用の見直しを検討されたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

- ・ 観光協会の令和4年度貸借対照表の「現金預金」「未収金」勘定に合計2,100万円以上の過大計上があると推定される一方、「退職給付引当金」勘定に1,700万円以上の過少計上があり、大幅な債務超過の状態になっていると推定される。

また、令和5年度分として市が前金払いで交付した補助金の一部についても、未払いとなっていた令和4年度分の支払いに充てられている状況が確認され、いわゆる自転車操業の状態に陥っていると思われる。

さらに、令和5年10月時点で、債務の支払遅延が発生している状況も確認されており、何も対策が講じられなければ、支払いができなくなり、債務不履行となることが懸念される。

観光協会として、今後の事業の継続にあたっては、このような状況を招いた原因を究明し、現状を把握しつつ、業務改革の取組みを進めるとともに、早急に資本（正味財産）の増強や資金調達の方策を検討し、財務状況の改善を図る必要があることから、対応を図られたい。

(地方創生部 観光・国際交流課 観光協会)

